

## アメリカ弁護人の経験に基づく裁判員選任手続での提案

カリフォルニア大学サンタクルーズ校社会学教授 福来 寛

裁判員制度の創設に伴い、弁護人は裁判員の選任に、直接関与することになる。このレポートでは、アメリカの弁護人が陪審員選任に携わる作業をもとに、日本での裁判員選任過程に関わる弁護人の実質的な業務、裁判地変更の申請、質問票の作成、選定条件拡大の申立など選任以前の作業、さらに有罪確定後の選任手続の公平性に関する異議申立の可能性について考えてみたい。

### 1 日本とアメリカの判例法理の違い

最初に、日本とアメリカの刑事訴訟手続での大きな違いについて、確認しておきたい。日本では、究極的な真実発見が極端なまでに重視されるのに対して、アメリカの陪審裁判では、真実発見は重要な目標ではあるが、同時に、裁判手続の公正・公平さを維持するために、極めて多くの注意とエネルギーが注ぎ込まれる。特に陪審選出手続の正義を確保することは極めて大切であり、同時に手続の公平性や正当性の分析・検証に、多くの努力が要求される。これは、米国の弁護人が100年以上もかかって、黒人や女性被告人の公正な裁判を受ける権利のために、検察側と果敢に闘ってきた長い歴史が生んだものである。連邦最高裁は、1880年の *Strauder v. West Virginia* (100, U.S., 303) で、黒人が陪審員になる権利を認めて以来、選任手続の公正さの重要性を強調する判断を示してきた。日本でも裁判員制度の導入を通して、選任手続の公正性に関する判例が、これから出されるだろう。選任過程に関する新しい判例法

理が日本でも生れ、公正な裁判を行う環境がさらに構築されることを期待したい。

#### (1) アメリカ陪審と裁判員の選任過程の相違点

米陪審法は、陪審員は原則的に住民から無作為に選択されなければならないとした。つまり裁判所の管轄区域の住民の属性（ジェンダーや人種、社会階層、思想信条等）の多様性は、選出された陪審員構成の分布にも反映しなければならないとする規定である。しかし、実際の陪審員の多くは、住民のいわゆる横断面 (cross section) を代表する人たちではなく、白人、男性、中年層、中・上流階層出身者、保守的な政治思想家といった一定の属性を持つ、一部の限られた市民だけが選出される傾向がある。陪審研究は、選任過程に内在する構造的欠陥が、米国民の多様性を否定する陪審を作り上げているとしている<sup>1)</sup>。さらに陪審研究は、上述の属性を持つ候補者の多くは、権威主義的な考えに弱く、被告人に厳しく偏見があり、有罪と死刑判決を支持する傾向が強いと報告している<sup>2)</sup>。つまり、アメリカの弁護人にとって、裁判の最初で最大のヤマ場は、ドラマチックな冒頭陳述や証人尋問ではなく、公正な事実の判断者を選び出す陪審選任だと言える。

2004年5月に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以後、裁判員法）は、裁判員も、陪審員と同じように、くじ（無作為）で選択される。しかし、裁判員法が規定する選任過程に、アメリカと同様か、それ以上に、公正な市民の選択を妨げる構造的欠陥が、無数に内在する<sup>3)</sup>。さらに理由なき不選任（専断忌避）も認めており、

アメリカの検察官のように、司法当局に批判的・懐疑的思想信条を持つ若年層やマイノリティー、低層階級出身者が、組織的に排除される危険性がある。

### 2 アメリカ弁護人の選任過程での作業

米陪審法が行う陪審選任に関わる作業は、主に次の三つがある。ひとつは、事件の性質・種類に基づいて、裁判地変更の申請、住民の意識調査、陪審リスト作成の公正さの調査を検討することである。これらの作業は、陪審員候補者が実際に裁判所に出頭する前に行われる。

二つめは、法廷内での実際の裁判員の選任に関わる作業である。例えば、選任手続の環境や質問条件を被告人に有利にするための戦術、質問票の作成と分析、場合によっては科学的陪審選定選任 (scientific jury selection) や専門コンサルタントのサポートなど検討しなければならない。

最後は、被告人が有罪評決を受けた場合に、上級審において「法的な審査を受け得る法的な根拠」を示す申立の検討である。ここでは陪審リスト作成や質問票の送付手続の公平性、検察側忌避のジェンダーや人種別の行使の可能性など、選任過程で記録化された資料をもとに、公正な選任手続がなされたかどうかを検討する。刑事裁判の大半が有罪評決で終結する現状を踏まえて、弁護人は、公判以前に、有罪確定後の異議申立を裁判所に対して行う作業を始める。例えば、カリフォルニア州（以後、カ州）の多くの公設弁護人 (public defender) は、管轄区域の裁判所での陪審員の代表性について、過去の経験や判例などで示された研究結果等を予め分析し、さらに裁判所に対し、候補者名簿や選任手続の資料の情報開示請求を事前に行う。そして地元の選任手続の調査・分析をもとに、有罪確定後の戦略を検討することが求められる<sup>4)</sup>。

### 3 9段階の裁判員選任過程の概要

最初に、裁判員の選任過程と、公正な選択を妨げる可能性のある要因を検証したい。図1にあるように、最終裁判員は九つの段階を経て選択される。裁判開催地の決定後、裁判所の管轄区域において「裁判員候補者予定者名簿」の作成、管轄区

域の裁判員の職務を果たす資格のある住民の定義と名簿の確認、無作為に選別された候補者への資格質問票の送付、有資格住民による裁判員候補者名簿の作成、予想される裁判員の裁判所への割り当て、実際に裁判員勤務のため出頭した住民の裁判員法廷への配属、偏見・予断を持つ候補者を除去するための裁判員選別、そして当該事件を実際に裁く裁判員と補充裁判員の最終的な任命で終結する。

裁判員構成に、重大な影響を与える段階は、主に三つある。第4と6段階では、質問票や呼出状への無返答者、郵送不要者への対処やフォローの有無について裁判員法と裁判員法規則はなにも規定していない。無返答者の自動的な排除は裁判員

図1 9段階の裁判員選任ステップ



1) Hans, V. & N. Vidmar. 1986. *Judging the Jury*. NY: Plenum Press; Fukurai, H. et al. 1993. *Race and the Jury: Racial Disfranchisement and the Search for Justice* (Race & Jury hereinafter). NY: Plenum Press.

2) Hastie, R. 1993. *Inside the Jury: The Psychology of Juror Decision Making*. Cambridge, MA: Harvard University Press; Diamond, S. M. Rose, E. Ellis and B. Murphy. 2003. "Inside the jury room: Evaluating juror discussions during trial." 87 *Judicature*, 54-58.

3) 福来寛「アメリカ陪審に関する社会心理学リサーチと日本裁判員制度研究への可能性と方向性」*心理学評論*48(3) (2005) 427-445頁、福来寛「選任手続上の留意点と問題点」*季刊刑事弁護*42 (2005) : 53-57頁。

4) 住民の意識調査、質問票の作成・分析、候補者名簿の検証・統計分析などの作業は、地元の学識経験者、司法専門家や市民活動家と共同で行われることが多い。

構成に重大な影響を与える。例えば、ロス住民の44%は陪審員質問票に返答せず、フォローが義務づけられている<sup>5)</sup>。日本でも、無返答者が自動的に排除されれば、半数近くの裁判員候補者がこの段階で選任過程から除去される恐れがある。フォローの有無、ある場合のフォロー手段、回数や間隔など、無い場合は事務局の判断や理由等を調査・記録化する必要がある。これらの資料は、有罪確定後における裁判員構成の公正性への異議申立の重要な根拠になるからである。

さらに重大な問題は、第9段階の法廷内選任過程での速記録が原則的に存在しないことである。米国では速記録に基づいて、忌避権行使の違法性の検証が可能となる。例えば、検察側の理由なき忌避権の乱用で、被告人と同じ人種・性・民族・社会階層出身の候補者の意図的排除が行われた場合、控訴審は平等保護条項違反だとして、裁判のやり直し(retrial)を命じることができる。日本でも、不選任請求に対する裁判は、不服申立の対象となり、上訴審の判断材料となる(裁判員法35条1項)。しかし、原則的に速記録がない日本ではレビューに限界があり、検察側による忌避権乱用を効果的に抑制する手段が用意されていない。弁護人は、このステップでの録音・録画の必要性を主張し、選任手続の内容を詳細に記録化する作業が必要になる。

#### 4 法廷内選任手続以前の作業——管轄移転請求・意識調査の検討

取材や報道の過剰化に伴い、裁判が予断を抱かないように、弁護人は裁判地変更の申請を検討する必要がある。一定の地域で偏った情報が氾濫した事件や、地域に潜在する偏見が認められる場合、被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害する恐れがあり、裁判地変更の申請を検討すべきである。日本の自由人権協会(JCLU)は、裁判員制度と取材・報道の自由に関する意見書で、裁判が予断を抱かなくするには、報道規制以外の手法として、裁判地変更で対処すべきだとした<sup>6)</sup>。日本でも性差別問題や人種・民族問題が存在し、ブラジル人や在日朝鮮・韓国人、被差別部落民を含む

住民の構成が著しく異なり、彼らに強い偏見を持つ地域がある。事件内容によっては裁判開催地の変更等について検討することが要求される<sup>7)</sup>。

さらに弁護側は、社会的・政治的に重大な刑事事件において、事件背景や被告人の有罪無罪の可能性を知るために、裁判開催地の住民の意識調査を検討すべきである。過剰なマスコミ情報によって住民の殆どが、公判以前から高い確率で有罪の確信をしている調査結果は、管轄移行の請求をする大切な資料となるからである。1991年のロドニーキング暴行事件では、ロス住民の意識調査結果をもとに、米国憲法修正第6条が保障する公正・公平な裁判を受ける被告人の権利が侵害される可能性があるとして、弁護人は管轄移行を請求した。裁判所はそれに同意、裁判地をロス地裁から、ベンチュラ郡の地裁に変更させている。そしてその後4人の被告は無罪の評決を受けている。

住民の意識調査とその結果は弁護人にとって、第8段階の法廷内選任手続を有利にするための材料にも使われる。管轄移行の請求は、法廷内選任手続の条件・環境を弁護人に拡大するための申立(extended voir dire)と一緒に提出するのが慣行となっている。これは、裁判地変更の請求が却下された場合、次に述べるように、予断を見極めるための選任手続の重要性を強調し、弁護人にとって有利な選任手続の環境を勝ち得る手段となる。

#### 5 法廷内選任手続に関わる作業

##### (1) 条件拡大の申立

弁護人は、態度や意見が証拠の評価を妨害するような候補者を排除できるように、質問手続において、これらの態度が引き出され、明らかにされる状況を可能にしなければならない。つまり、候補者にとって、隔離された選任環境を作ることが要求される。アメリカで行われる一般の公開尋問は、候補者全員がいる状況で質問が行われるため、法廷に同席する他の候補者や、彼らから受ける「汚染」効果が、予断の判断を難しくする。つまり事実認定に重大な影響を与えるかもしれない感情や事実を表に出す候補者の力量は、他の候補者と同じように「よく見られたい」あるいは「自

分の意見を受け入れられたい」とする心理的感情の必要性により、自己抑制されるからである<sup>8)</sup>。しかし、個別な質問状況下では、他の候補者の予断に満ちた発言や表現に汚染される可能性を排除できる。さらに他の候補者が質問されるのを見る機会がないため、より選ばれるように、または、逆に排除されるように工夫することができにくい。

日本の選任手続は、原則的に一人ずつ個別に質問することになっている。しかし東京のように年間400近くの裁判員裁判が予想され、2万から4万人の裁判員候補者が出頭する大都市では、一人ずつではなく、グループ別候補者全体で質問が行われる可能性がある<sup>9)</sup>。さらに時間の制約を理由に、質問数や質問内容も大きく削られる危険性もある。ニュージャージー州最高裁特別委員会は2005年のレポートで、候補者全体ではなく個人を対象にした質問の重要性、最初の質問は裁判官ではなく、検察弁護双方に委ね、多種選択式質問より自由形式の質問の重要性、補足質問の必要性、フォロー・関連質問の可能性と自由形式の返答の重要性を訴えた<sup>10)</sup>。弁護人は、裁判員候補者に対して一人ずつ質問を行う重要性を強調するとともに、事件の内容や状況にのっとった適正な質問を作成し、口頭だけではなく候補者の動作・行動的反応・評価も踏まえて、候補者の偏見・予断を判断しなければならない。

##### (2) 質問票の作成

裁判員選択は、質問票も使って行われる(裁判員法30条)。事件によっては、アメリカの重大事件で使われるような、詳細な質問票が必要になる。なぜなら、被告人や犯罪に関する広範なメディア調査による影響の程度と同様に、候補者の態度、背景そして偏見・予断をより明らかにできるからである。ニュージャージー州最高裁特別委員会は、質問票には、陪審資格に関する質問や、視

聴覚能力の確認、事件への知識、陪審員を含めた裁判に関わる経験の有無と内容、警察・検察官とのかかわり、警察を含めた司法当局への意識、刑事訴訟法概念の確認と認識(無罪推定原則、立証責任、合理的疑問)、陪審員にふさわしくないと考える理由・特質の有無などが含まれるべきと提案した。さらに、自身や家族メンバーの職業、扶養家族の有無、新聞を含むニュースのアクセス媒体など、選択式ではなく、自由形式の質問で聞くことを提案している<sup>11)</sup>。

最高裁は選任手続の具体的イメージ案として、通常の事件では「午前中に裁判員選任手続を終了し、午後からは事件の審理を開始すること」を予定するとした<sup>12)</sup>。しかし過剰に報道された事件での裁判員選択には、より多くの時間をかける必要がある。さらに死刑相当の裁判で使われる質問票には、アメリカで弁護人が用いるような死刑に対する軽減要因・情状酌量事由(mitigating factor)を判断するような詳細な質問を使って、選任に臨むことが必要である。

米国では、質問票等を使った法廷内選任手続の過半数が、一日で終了している。マイケルジャクソンやマクマーチン裁判等、社会的に認識された裁判では選任手続に数週間が費やされた。しかし一般的な裁判では、被告が1人の場合、中央値が2時間半で、複数の場合でも中央値が5時間であった<sup>13)</sup>。つまり、質問票を使っても刑事事件の法廷内選任手続の多くは、一日で終わるのである。裁判員の絶対数が少ない日本では、かなり複雑な質問票を使ったとしてもアメリカよりも簡潔に終わることが予想される。そして、時間の節約を理由とする質問票使用への制約は少ないように思われる。よって事件の状況や内容に基づいた有効な質問票の作成は、重要な弁護人の作業となる<sup>14)</sup>。

8) Craig Haney, 1982, "Affidavit of Dr. Craig Haney in support of defendant's motion regarding voir dire procedure," *Maryland v. Saib* (Circuit Court, Prince Georges County, Md., Mo. 80-352, 1982).

9) 「地方裁判所に想定される裁判員候補者数とその有権者に占める割合の試算表(平成18年)」<http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/pdf/yuukensya.pdf>を参照。

10) Special Supreme Court Committee on Peremptory Challenges and Voir Dire. 2005. *Report of the Special Supreme Court Committee on Peremptory Challenges and Jury Voir Dire*, available at [http://www.judiciary.state.nj.us/notices/reports/peremptory\\_voirdire.pdf](http://www.judiciary.state.nj.us/notices/reports/peremptory_voirdire.pdf) (last visited on September 12, 2007).

11) id.

12) 「裁判員選任手続のイメージ案」2006年11月, available at [http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/06\\_11\\_17\\_tetuzuki\\_image.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/06_11_17_tetuzuki_image.html)を参照。

13) id. p.25.

14) 事件別に規格化されたマニュアルの作成や、質問手続トレーニングの重要性についても検討する必要がある。質問に対する回答的確な分析検討については、西村健「法廷弁護技術」(日本評論社, 2007)第13章「裁判員の選任」を参照。

5) Race & Jury, p.122.

6) JCLU. 2003年。「裁判員制度と取材・報道の自由に関する意見書」, available at [http://www.jclu.org/file/seimei\\_ikensho20030320.pdf](http://www.jclu.org/file/seimei_ikensho20030320.pdf) (last visited on September 12, 2007).

7) 福岡康則「在日韓国・朝鮮人——若い世代のアイデンティティ」(中公新書, 2000), 野口道彦・野口良子「半差別の学級集団づくり」(明石書店, 1997), 西野瑠美子「エルクラノはなぜ殺されたのか——日系ブラジル人少年・集団リンチ殺人事件」(明石書店, 1999)。

### (3) 不選任の請求

選任手続は次の3つのステップで行われ、不選任請求は主に第1と2段階で行われる。第1段階は、検察・弁護両方が、選挙権を有しない者(13条)、また欠格事由(14条)、就職禁止事由(15条)、事件に関連する不適格事由(17条)に該当する者、不公平な裁判をするおそれが認めうる者(18条)に対し、不選任の請求を行う。理由つき不選任請求は、その行使回数に上限は定められていない。第2段階は、検察・弁護両方が、それぞれ4名を限度として理由を示さない不選任の請求である(36条1項)。補充裁判員にも適用され、補充裁判員を置くときは1人又は2人のときは1人、3人又は4人のときは2人、5人又は6人のときは3人を加えた員数の忌避権が与えられる(2項)。第3段階で、残った候補者から無作為に6人の最終裁判員を選任する(37条)。

米国検察官はマイノリティーが被告人の場合、マイノリティー候補者を意図的に忌避することで白人が圧倒的に多い刑事陪審を構成してきた。Bedau & Radeletは、20世紀米国の死刑相当の陪審裁判で350件の誤判があり、白人だけの陪審による誤判は70件と報告した<sup>15)</sup>。

黒人以外でも、家庭内暴力被害者の女性がパートナーを殺害したとされる裁判では、検察官は女性、特に既婚者を忌避権で排除する傾向があり、日本でも同様な排除が行われる可能性がある<sup>16)</sup>。女性の裁判員制度への参加は、忠実に候補者の無作為抽出が行われても、裁判員の半分である3人が予想される。つまり合議体9人中、女性は三分の一だけを占める可能性が高い。これは日本裁判官の約9割近くが男性で、男性裁判官が裁判員裁判に選任される可能性が高いからである。さらに検察側の不選任請求によって排除されれば、評決・量刑において、女性の視点・見識が全く反映しない状況が生まれる。不選任請求の詳細な記録化は差別行為を検証する大切な資料となる。

#### (4) 候補者への啓蒙・教育(合理的疑い、立証責任、無罪推定)

全米陪審プロジェクト(National Jury Project)が事件ごとに行った全米調査は、陪審員資格者の23%から58%が、被告人は自らの無実を証明し

なければならない、と信じていると報告した。全米州裁判所(National Center for State Courts)の全米1800世帯の調査でも、37%が被告人は無実を証明する責任があると信じており、さらに陪審任務を終えた後でさえ、多くの人々は無罪推定原則、立証責任、そして合理的疑問について正確に理解できていないと報告した<sup>17)</sup>。

この様に、裁判員候補者も、刑事司法、法と秩序、陪審員の役割について、偏った態度や意見を抱いて法廷に入ってくるのが予想される。間違った認識や基本原則に合致しない考えは、証拠を正しく解釈し、評価する力量にも影響を及ぼす。裁判員法は、裁判官が裁判員に対して、証拠裁判主義の理解を徹底するように選任手続時に説明するとしている(39条1項)。しかし、弁護人も、候補者への直接的質問・対応を通じて、刑事裁判の基本原則・概念の知識と正しい理解をしてもらうために、積極的な努力を払わなければならない。

### 6 有罪確定後の選任手続に関する異議申立

#### (1) 裁判員構成の公平性への異議申立

アメリカでは、陪審構成に対する異議申立(jury compositional challenge)は、被告人が有罪評決を受けた場合に、上級審で法律的な審査を受け得る法的根拠を与える、弁護側の重要な戦術の一つである。弁護側の陪審構成の公平性に対する異議申立は、上級審において、被告人を有罪にした陪審が、次の二つの憲法上根拠によって異議申立を成されないかどうか審査するよう求めるものである。

(1)陪審員候補者のグループもしくは当該陪審団は住民の横断面を代表していないこと、そして(2)選任手続は、特定の「認識可能な」集団(cognizable group)に属する候補者に陪審員となるための平等な機会を与えられなかったことである。これらは米国憲法修正第5条、6条、14条に基づく適正手続そして法の下の平等の要求に基づいてなされる。連邦最高裁は、すでに黒人、ヒスパニック、女性や日雇い労働者を、選定手続の差別から護られるべき「認識可能な」グループ(cognizable group)と認めている。

カ州では、「年齢」もグループを構成する重要

な要因と考えられている<sup>18)</sup>。特に若年層は、経済的理由や選任手続の構造的欠陥によって、陪審員候補者から組織的に排除されてきた。例えば、ロス中央地裁の管轄区内の住民の18歳から30歳の候補者の53%が、陪審任務から自動的に排除されていることが報告されている<sup>19)</sup>。このような不均衡は、代表されないことの許容範囲を本質的に超えていると判断されている。

日本でも、有資格者と陪審員候補者(ステップ7)の属性の比較を行い、代表性の矛盾を検証する必要がある。米国では「認識可能な」グループの構成に大きな不一致がある場合、控訴審は裁判のやり直しを命じることができる。日本でも、もうひとつの司法参加制度としての検察審査会制度があり、有資格者と審査会員の代表性に大きな差異があることが分かった。審査会員も選挙名簿からくじで選出され、6ヶ月間、検察の不起訴決定を審査する。11県の検察審査会協会の会員を対象に行った2005—2006年調査では、男性が66%で、職務についた年齢が40歳から59歳で、全体の59%を占めた<sup>20)</sup>。

2000年の国勢調査では、20歳以上の国民の人口比率は男性で49%、40—59歳で18%であるので、ジェンダーや年齢で大きな差異があることが分かった。裁判員においても同様な調査を行う必要がある。

#### (2) 検察側の理由なき忌避権行使の乱用に対する申立

もう一つの申立に、憲法修正第14条の法の適正手続(due process)と第6条の公正な陪審裁判を受ける権利(impartial jury)が、理由なき忌避権行使の乱用によって侵害されたとする申立である。カ州では、重罪の陪審裁判で検察・弁護両方に20ずつの忌避権が与えられる。しかし、忌避権は検察官によって、「社会的弱者」の排除に乱用されてきた長い歴史がある。さらにオークランドやダラス、フィラデルフィア等の大都市の検察局では検察官の研修用ビデオやマニュアルで、忌

避権を使って一定の候補者を排除する方法を教えられていたことが暴露された<sup>21)</sup>。連邦最高裁はこの様な検察側の忌避権乱用に警鐘をならし、1986年のバットソン判例で、人種を理由として陪審員の排除を行ったことが証明された場合、その陪審は無効と見なし、新たな陪審裁判をやり直さなければならないとした。しかし、その後の研究では、検事側は人種に代えて、肌の色や居住地域、言語や訛り等の理由を使って、マイノリティー候補者の継続的で組織的な排除を報告している。実際には1986年以前にも増して効果的・組織的なマイノリティー候補者排除が続けられているのである<sup>22)</sup>。

裁判員選任過程でも理由なき不選任が認められており、検察官に乱用される可能性がある。検察側の不選任請求が、女性を含めた「認識可能な」グループの組織的な排除に使われたのか、詳しく検証しなければならない。

### 7 最後に・弁護人サポート団体創設の必要性

最後に、日本での弁護人サポートを目的とした非営利団体の創設を提案したい。米国では多くの司法研究者や大学研究者、市民運動家が地域住民の意識調査、候補者への質問票の作成や分析、また科学的陪審選択(scientific jury selection)のサポートを行っている。これは、70年代前半にベトナム戦争反対運動や市民権運動で被告人となった活動家を援助したことから始まった。そして全米最初の弁護人のサポート団体のNational jury projectが1975年に学者・研究者などによってカ州オークランド市に創設された<sup>23)</sup>。現在も、貧しい被告人を担当する公設弁護人への法的サービス等を、積極的に行っている。日本でも同様な団体の設立が必要になるであろう。公正な選任手続を構築するために、多くの大学研究者や市民活動家の弁護人への積極的なサポートに期待したい。

(ふくらい ひろし)

18) *People v. Estrada*, 83 Cal. App. 3d 76, 1979.

19) *Race & Jury*, pp. 193-220.

20) Fukurai, H. & Z. Wang, 2007. "Civic Participatory Systems in Law in Japan and China," presented at the Law & Society Association Conference in Berlin, Germany, July 28, see Table 3.

21) "Philadelphia: The McMahon Video," at <http://www.rwor.org/a/v19/905-09/909/philly.htm> (last visited on September 19, 2007); Murphy, D. 2005. "Cases stir fight on Jews, juries and execution," *NY Times*, March 16; Richey, W. 2002. "High court revisits racial bias in jury selection," *Christian Science Monitor*, October 16.

22) Melilli, K. 1996. "Batson in practice: What we have learned about Batson and peremptory challenges," *Notre Dame Law Review*, 71, 447-503.

23) 詳しくは、[www.njp.com](http://www.njp.com)を参照。

15) Bedau, H. M., Radelet, & C. Putnam. 1992. *In Spite of Innocence*. Boston, MA: Northeastern Univ. Press.

16) Hess, D. 1994. "Gender-based peremptory challenges: A bad remnant of the historical discrimination against women," 28 *Stafford U. L. Rev.* 63-91.

17) これらの調査結果は庭山英雄・黒沢香(編訳)『マクマーチン裁判の深層——全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判』pp.137-139を参照。